

戦没者の遺骨収集帰還事業等を行うこと
により、戦没者遺族を慰藉すること
(施策番号VII-5-2)

添付資料

海外諸地域等に残存する戦没者遺骨の収集及び送還等に関する決議

(昭和27年6月16日)
(第13国会衆院)

——衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会——

苛烈なる戦火終息してよりここに7年、今や平和条約発効により独立を回復した今日、海外諸地域並びに本邦周辺海域で戦没した同胞の遺骨が未だ収容されないままあるいは埋葬地も荒れ果てたまま放置されているものもあることは誠に遺憾なことであるとともに、遺家族の心情察するに余りあるものがある。

ここにこれら未だ帰らざる遺霊を早急に故山に迎えることはわれわれの久しく念願していたところであつて、現状のまま放置されていることは国民感情上忍び難い問題である。

よつて政府は、これら同胞の遺骨の速かな収容、送還並びに墓地維持のため、万全の対策を樹立すると共に、これが実現を図るべきである。

米国管理地域における戦没者の遺骨の送還、慰霊等に関する件

(昭和27年10月23日)
(閣議了解事項)

太平洋諸島中米国管理地域における日本人戦没者の遺骨の収集、送還及び慰霊は、左記の要領により行ふ。

記

- 1 地域は、南鳥島、ウエーキ島、サイパン島、テニヤン島、グアム島、アンガウル島、ペリリュー島及び硫黄島とする。
- 2 方法は左のとおりとする。
 - 1 15名以内の派遣団を編成する。なお、この作業のため、少数の労務者を同行する。
 - 2 派遣団は、11月下旬に出発し、別紙計画に従い各島を巡回して遺骨を収集し、慰霊の上送還する。
 - 3 各島に小形の記念碑を建てる。

備考

- 1 フォート・リチャードソン及び沖繩島に関しては、別途に行ふ。
- 2 送還した遺骨のうち、氏名の判明せるものは、その遺族に交付し、残りは国において納骨堂を建てて納骨することを建前とする。

第13回国会

昭和27年7月11日

参議院本会議

戦没者の遺骨收容並びに送還に関する決議

戦火おさまつてここに七年、平和条約発効により既に独立を恢復した今日、海外諸地域又は本邦周辺海域において戦没した多数同胞の遺骨が今なお未收容のまま放置されているもののあることは遺家族はもとより全国民の痛歎忍び難いところである。

本院は速やかにこれらのみたまを迎えて安らかにその郷土に眠らしめんことを切願する。

よつて政府は万難を排してこれら戦没同胞遺骨の收容送還並びに慰霊等のため万全の方策を講じその実現を図るべきである。

右決議する。

戦没者の遺骨収集帰還について

概要

○ 昭和27年度以来、厚生労働省では、海外の戦没者の遺骨収容を実施。

海外戦没者概数 約240万人	収容遺骨概数	約127万柱
	未収容遺骨概数	約113万柱
	うち ①海没遺骨	約30万柱
	②相手国事情により収容が困難な遺骨	約23万柱
	上記①②以外の未収容遺骨（最大）	約60万柱
	(注1) 遺骨収集帰還事業による収容遺骨数	約34万柱
	千鳥ヶ淵戦没者墓苑納骨数	約36万柱
	(注2) 戦没者概数	約310万人

(参考)これまでの遺骨収集帰還事業の推移

陸海軍部隊の復員時や引揚時に送還した遺骨

約93万
2千柱

第1次
昭和27年～32年

- ・旧主要戦域となった各地を船舶で巡航して実施。
- ・当時の事情から地域的な制約もあり、もっぱら戦没者の象徴遺骨(遺骨の一部)を送還。

・収容遺骨数
約1万2千柱
(年2,000柱)

第2次
昭和42年～47年

- ・遺族や戦友による旧戦域訪問、旧戦域の開発等により、遺骨が発見される事例が生じ、改めて計画的な遺骨収集帰還を実施(6年計画)。
- ・航空便の利用や現地住民を雇用して実施。

・予算額
1億円
(年1,700万円)
・収容遺骨数
約11万5千柱
(年19,000柱)

第3次
昭和48年～50年

- ・遺骨収容に国民の関心が高まったこと(横井庄一氏救出)、戦後30年が近かったことにより、遺骨収集帰還の充実強化を図る(3年計画)。

・予算額
9.4億円
(年3.1億円)
・収容遺骨数
約10万柱
(年33,000柱)

昭和51年
～平成17年

- ・相手国の事情等で収容できなかったが、新たに収骨が可能となった地域等について継続的に遺骨収集帰還を実施。

・予算額
71.2億円
(年2.4億円)
・収容遺骨数
約8万6千柱
(年2,900柱)

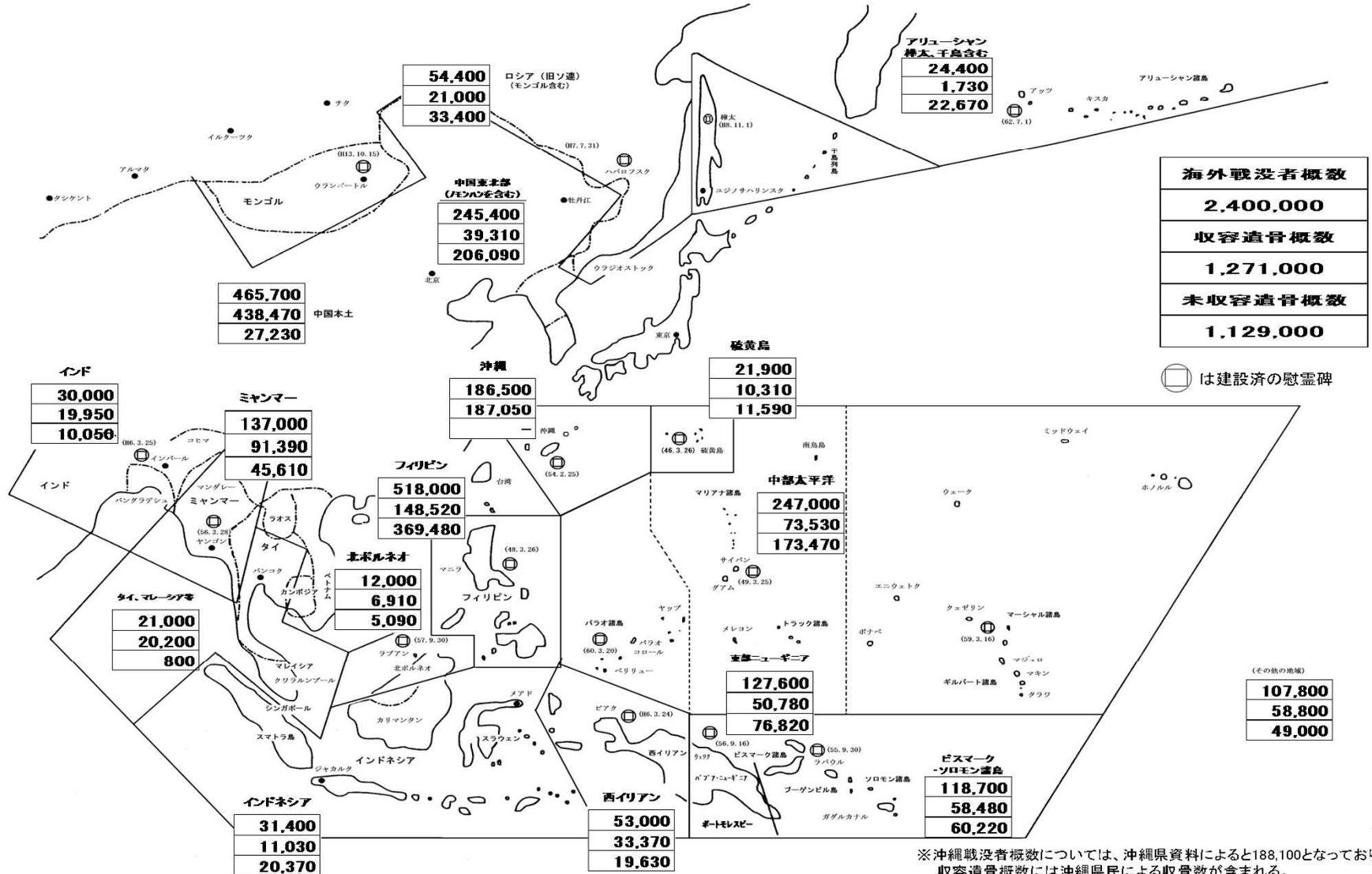
平成18年～

- ・遺骨情報の減少等により、収容が困難になりつつあるため、民間団体等の協力を得て海外未収容遺骨の集中的な情報収集を開始。

・予算額
58.5億円
(年7.3億円)
・収容遺骨数
約2万6千柱
(年3,300柱)
(平成25年度末)

地域別戦没者概見図

地域別戦没者遺骨収容概見図(平成26年3月末現在)



※沖繩戦没者概数については、沖繩県資料によると188,100となっており、収容遺骨概数には沖繩県民による収骨数が含まれる。

主な地域の遺骨収集帰還の現状

地域	戦没者概数 (人)	収容遺骨 概数(柱)	未収容遺骨 概数(柱)	現状
フィリピン	518,000	148,520	369,480	平成18年度から海外未送還遺骨情報収集事業を民間団体等へ委託。 平成22年10月、疑惑が報じられたことから遺骨収集帰還事業を中断し、当該事業の検証を実施。 事業再開にあたってのフィリピン政府との覚書締結に向けた協議中。 海没遺骨は77,620柱。
東部ニューギニア	127,600	50,780	76,820	平成18年度から海外未送還遺骨情報収集事業を民間団体等へ委託。 海没遺骨はビスマーク・ソロモン諸島とあわせ27,810柱。
ビスマーク・ソロモン諸島	118,700	58,480	60,220	平成19年度から海外未送還遺骨情報収集事業を民間団体等へ委託。 海没遺骨は東部ニューギニアとあわせ27,810柱。
インドネシア (西イアン含む)	84,400	44,400	40,000	平成22年度から海外未送還遺骨情報収集事業を民間団体等へ委託。 遺骨収集帰還実施についてのインドネシア政府との覚書を平成25年11月20日締結。 海没遺骨は13,000柱。
パラオ諸島	16,200	8,830	7,370	平成21年11月、両国当局間で署名した遺骨収集帰還に関する覚書に基づき実施。
沖縄	186,500	187,050	—	地表面は沖縄県が、重機を伴う大規模な遺骨収集帰還は国という分担で実施。
硫黄島	21,900	10,310	11,590	滑走路地区等施設用地以外の全島を対象に、地表面の踏査及び筋堀により、きめ細やかに調査中。平成26年度からは滑走路地区に着手予定。 平成25年3月21日「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」設置。
旧ソ連抑留者 (モンゴル含む)	54,400	21,000	33,400	平成3年の日ソ協定に基づき、ロシア政府より提供された埋葬地情報を踏まえ、実施。 モンゴルでは平成6～11年度まで実施。

※ 中国については、先の大戦に係る中国の国民感情にかんがみ、遺骨収集帰還の実施は困難。

戦没者数等は、平成26年3月末現在

※ 北朝鮮については、国交未樹立のため、遺骨収集帰還は未実施。

慰霊巡拝について

趣旨

昭和51年度から、遺族の要望にこたえるため、旧主要戦域等戦没者の慰霊を目的として、慰霊巡拝を行っている。

実施方法

- 慰霊巡拝は、旧主要戦域毎などに計画的に実施。
- 慰霊巡拝団は、訪問地で相手国の事情の許す限り現地慰霊を行う。
- 慰霊巡拝団は、当該地域の戦没者を対象とした合同追悼式を行う。

実施状況

年 度	地 域	参加者
2009 (平成21)	旧ソ連、中国、硫黄島、フィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、マリアナ諸島、北ホルネオ、	324
2010 (平成22)	旧ソ連、中国、硫黄島、フィリピン、東部ニューギニア、マリアナ諸島、インドネシア、ミャンマー、トラック諸島、ギルバート諸島	470
2011 (平成23)	旧ソ連、中国、硫黄島、フィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、モンゴル、パラオ諸島、インドネシア	356
2012 (平成24)	旧ソ連、中国、硫黄島、フィリピン、東部ニューギニア、マリアナ諸島、トラック諸島、北ホルネオ、マーシャル・ギルバート諸島	394
2013 (平成25)	旧ソ連、中国、硫黄島、モンゴル、インドネシア、ビスマーク・ソロモン諸島、ミャンマー、フィリピン、東部ニューギニア	310

※ 戦没者の遺族（配偶者、父母、子、兄弟姉妹）に対し、旅費法に基づいて算出された外国旅費及び内国旅費の合計額の3分の1を補助。

※ 応募人員が募集人員を下回った場合に、子・兄弟姉妹の配偶者、孫、甥・姪の自費参加を了承する弾力的運用を行う。（上表参加者数に含む。）



ビスマーク・ソロモン諸島慰霊巡拝の様子



インドネシア慰霊巡拝の様子

戦没者慰霊碑の建立について

戦没者慰霊碑の建立

○ 旧主要戦域ごとに中心となるべき地域1か所を選び、戦没者の慰霊と平和への思いをこめて戦没者慰霊碑を建立している(15カ所※)。

※ 硫黄島、インド、インドネシア、マレーシア、マーシャル諸島、モンゴル、ミャンマー、パラオ、フィリピン、パプアニューギニア(2)、ロシア(ハバロフスク、サハリン)、アメリカ(サイパン島、アラスカ州アッツ島)

○ また、既に建立した慰霊碑については、維持管理が適切に行われるよう相手国関係機関等と維持管理に関する契約を締結している。



ビルマ平和記念碑
(ミャンマー連邦ヤンゴン市)



ニューギニア戦没者の碑
(パプアニューギニア独立国東セピック州ウエワク市)



日本人死亡者慰霊碑
(ロシア連邦ハバロフスク地方ハバロフスク市)

ソ連抑留中死亡者の小規模慰霊碑の建立

平成12年度以降、旧ソ連邦の地域で、無償による用地の提供及び慰霊碑の維持管理を地方政府(州、地方、共和国など)が将来的に無償で担うことが約束された地域に小規模慰霊碑を建立し、地方政府で管理を行っている。(13カ所)

平成26年5月末現在

14. 戦没者慰霊碑建立状況

慰霊碑の名称	建 立 地	竣工年月日
硫黄島戦没者の碑	東京都小笠原村硫黄島	昭46. 3.26
比島戦没者の碑	フィリピン共和国ラグナ州カリラヤ	昭48. 3.28
中部太平洋戦没者の碑	アメリカ合衆国(自治領)北マリアナ諸島サイパン島マツピ	昭49. 3.25
南太平洋戦没者の碑	パプアニューギニア独立国東ニューブリテン州ラバウル市	昭55. 9.30
ビルマ平和記念碑	ミャンマー連邦共和国ヤンゴン市	昭56. 3.28
ニューギニア戦没者の碑	パプアニューギニア独立国東セピック州ウエワク市	昭56. 9.16
ボルネオ戦没者の碑	マレーシア ラバン市	昭57. 9.30
東太平洋戦没者の碑	マーシャル諸島共和国マジュロ島マジュロ	昭59. 3.16
西太平洋戦没者の碑	パラオ共和国ペリリュー州ペリリュー島	昭60. 3. 8
北太平洋戦没者の碑	アメリカ合衆国アラスカ州アッツ島(アリューシャン列島)	昭62. 7. 1
第二次世界大戦慰霊碑	インドネシア共和国パプア州ビアク島パライ	平 6. 3.24
インド平和記念碑	インド マニプール州インパール市ロクパチン	平 6. 3.25
日本人死亡者慰霊碑	ロシア連邦ハバロフスク地方ハバロフスク市	平 7. 7.31
樺太・千島戦没者慰霊碑	ロシア連邦サハリン州(樺太)スミルヌイフ	平 8.11. 1
日本人死亡者慰霊碑	モンゴル国ウランバートル市	平13.10.15

ソ連抑留中死亡者の小規模慰霊碑建立状況

地域	建 立 地	竣工年月
タタールスタン共和国	ロシア連邦タタールスタン共和国エラブガ市	平12. 9
クラスノヤルスク地方	ロシア連邦クラスノヤルスク地方クラスノヤルスク市	平12. 9
ハカシア共和国	ロシア連邦ハカシア共和国チェルノゴルスク市	平13. 9
スベルドロフスク州	ロシア連邦スベルドロフスク州ニージニタギール市	平13. 9
ウズベキスタン共和国	ウズベキスタン共和国タシケント市	平15. 9
ケメロボ州	ロシア連邦ケメロボ州ケメロボ市	平18.10
ノボシビルスク州	ロシア連邦ノボシビルスク州ノボシビルスク市	平19.12
アルタイ地方	ロシア連邦アルタイ地方ビースク市	平19.12
オレンブルグ州	ロシア連邦オレンブルグ州オレンブルグ市	平20. 10
グルジア共和国	グルジア トビリシ市	平22.3
沿海地方	ロシア連邦沿海地方アルチョム市	平22.11
アムール州	ロシア連邦アムール州ベロゴルスク地区ワシリエフカ村	平24.11
ザバイカル地方	ロシア連邦ザバイカル地方チタ市	平25.7